

■制度の概要・状況

目的: 府、事業者及び府民の相互理解と協力のもと、食の安全安心の確保に関し特に優れた取組をした者を広く顕彰することにより、食の安全安心の取組を活性化する。

(根拠:大阪府食の安全安心推進条例第18条)

対象: 食の安全安心の確保に関し、特に優れた取組をした者(個人・団体)

要件: ①食の安全安心の確保に関する取組を2年以上継続していること(衛生・検査・研究等、情報発信・衛生教育等の取組など)
②広域性・適合性・活発性・将来性・独創性・実用性・協働性・総合性の8つのうち、3つ以上満たしていること

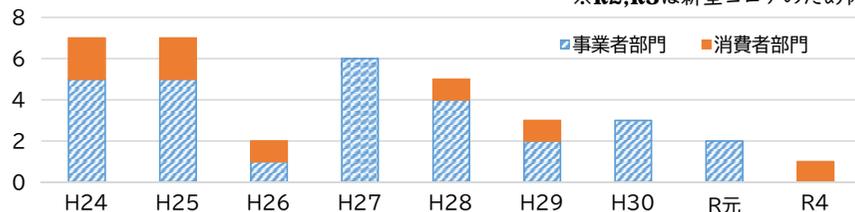
種類: 事業者部門 大阪府知事賞(7名以内)、その他協議会で認めた賞
消費者部門 大阪府知事賞(3名以内)、その他協議会で認めた賞

推薦: 大阪府食の安全安心推進協議会委員又は大阪府食の安全安心推進委員会(府消費生活C・農政室・流通対策室等)からの推薦

選考: 大阪府食の安全安心推進協議会・事業者あり方検討部会の委員が採点・選考

実績: 平成24年度から36者を表彰(事業者部門28、消費者部門8)

※R2,R3は新型コロナウイルスのため休止



【課題】

- ・推薦者が限られ、受賞者数が減少している。
- ・対象となる「食の安全安心の確保に関する取組」の幅が広く、どのような事業者等が候補者になるかが分かりづらい。
- ・制度の知名度の向上が必要。

■制度の見直し方向

- 対象となる「食の安全安心の確保の取組」をより明確にする。
- 推薦者を拡大して本制度の周知普及を図り、食の安全安心の取組を一層掘り起こす。
- 受賞した取組を広く周知し、府内事業者等の取組を促進する。

※第4期大阪府食の安全安心推進計画の重点施策である「自主衛生管理の推進」や「情報発信の推進」につなげる。

■制度の変更案

- 基本的な制度の仕組み(目的、対象、要件等)は、現行制度と同様とする。
- 食に関する衛生環境の向上に資する取組を顕彰することを明確にするため種類を以下の2つの部門とする。
 - ①食品衛生対策部門
大阪版食の安全安心認証を継続して取得するなど、食品衛生の確保に関する特に優れた取組を行っている者
 - ②食品衛生普及啓発部門
食品衛生の普及啓発に関する特に優れた取組を行っている者

※概ね10名以内とし、特に顕著な取組について「大賞」とする。
※候補者が多い場合は、中小事業者等を優先する。
※令和7年度までは、大阪関西万博に関連する取組を優先して顕彰する。
- 推薦者は、協議会委員、庁内関係部局に加え、府内市町村・保健所、大阪版食の安全安心認証機関とする。(1推薦者の推薦は1者とする)

<今後のスケジュール(案)>

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
推進協議会	要綱改正	推薦受付		選考(事業者あり方検討部会)		表彰式	